

川口市社会福祉事業団補助金要綱

(通則)

第1条 社会福祉事業団補助金（以下「補助金」という。）の交付については、川口市補助金等交付規則（昭和50年規則第24号）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 本市における社会福祉事業の効率的運営と組織的活動を促進し、地域福祉の増進を図ることを目的とし、各種福祉事業を推進している社会福祉事業団（以下「事業団」という。）に対して補助金を交付する。

(補助対象経費)

第3条 補助金の対象となる経費は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 社会福祉事業団運営事業に要する経費
 - ア 本部会計における事業団職員の人件費
 - イ 本部会計における事務費

(補助金の額)

第4条 補助金の額は前条に規定する経費につき、予算の定める額とする。ただし、指定管理料において、川口市指定管理料精算実施要項第4条第2項に定める精算額がある場合および精算額が同第8条に定める基準額を超える場合は、精算額分を減額して交付するものとする。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。